

国際商事仲裁との関係での裁判所を通じた 保全命令について

——シンガポールにおける状況を例として——

的 場 朝 子

I はじめに

我が国では、2003年に新たな仲裁法⁽¹⁾が成立した。ただし、その目的については、「今回の改正作業は国際的な水準に追いつくことがもっぱら中心的な目標で、それを超えて、新しい仲裁法によってどんな将来像を描いていくのかという国家戦略のようなものは、殆ど議論されなかった」⁽²⁾と説明されている。そこでは、例えば、仲裁地が外国である場合の仲裁（本稿では、これを「外国仲裁（foreign international arbitration）」と呼ぶ）に対して日本の裁判所がどの程度協力していくのか⁽³⁾（または、すべきなのか）という問題は、今後の課題として残されている部分が多いと考えられる。

それに対し、特にコモン・ロー系の国々では、司法ビジネス又は仲裁ビジネスも国家的に活発化すべき「産業」の1つと捉える意識が明確にあり、例えば、シンガポールは、自国に「仲裁ビジネスを呼び込む」ことに熱心である。しかし、それは、仲裁地をシンガポールとする仲裁を増加させようとする⁽⁴⁾ことのみを意味するわけではない。2009年のシンガポール国際仲裁法改

(1) 平成15法138。施行日は2004年3月1日。

(2) 座談会「新仲裁法について——UNCITRALモデル法との異同を中心に（下）」JCAジャーナル50巻11号2頁、特に6頁（2003年）（三木浩一教授の発言）。

(3) 前掲注(2)の座談会における中野俊一郎教授の発言（仲裁地が外国にある場合の日本の裁判所の証拠調べの援助に関するもの）は、まさにこの問題意識に基づくものと理解できる。

(4) シンガポールを国際仲裁の世界的な中心地の1つとしようとする方向性が維持されていることは明らかである。

正⁽⁵⁾からは、さらに、国家として国際的な仲裁制度の円滑化を支援していくことにより国際仲裁の制度をより魅力あるものとし、制度利用の活発化を促していくという政策を見出すことができる。

本稿は、外国仲裁との関係での裁判所の保全命令に関するシンガポールにおける国際仲裁法改正と、その法改正の契機となったシンガポール控訴裁判所（Court of Appeal）の *Swift-Fortune* 事件判決⁽⁶⁾とを検討することにより、国際仲裁における国家裁判所の役割を特に保全措置との関係で考察しようとするものである。

我が国の現在の仲裁法は、UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration（以下、「モデル法」又は「UNCITRAL モデル法」と呼ぶ場合は、原則として、これを指す）に基づくものであり、モデル法の2006年改正（以下、「2006年改正後のモデル法」というときは、これを指す）以前に制定されたものである。従って、2006年改正後のモデル法で盛り込まれた規定、例えば、Article17J のような規定は採用していない。この点、シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件も、2006年改正モデル法以前のシンガポール国際仲裁法に関する解釈が争点となった事件である。コモン・ローの影響の強いシンガポールにおける法状況と我が国におけるそれとでは関連する民事保全ルール等に違いあるため同じ枠組みの中で全てを比較できるわけではないが、*Swift-Fortune* 事件の検討が、我が国の現行法の解釈や将来的な改正に向けた方向性の展望にあたって僅かにでも参考になるのではないかと考えている。

以下では、まず、裁判所による保全命令に関する日本の仲裁法上の規定を概観し（Ⅱ）、次に、シンガポールにおける *Swift-Fortune* 事件を中心とする裁判例と *Swift-Fortune* 事件後のシンガポール国際仲裁法改正を紹介した上

(5) The International Arbitration Amendment Act (Act 26/2009) (施行日は2010年1月1日) による The International Arbitration Act (シンガポール国際仲裁法) の改正。

(6) *Swift-Fortune Ltd v Magnifica Marine SA*, Court of Appeal, Judgment of 1 Dec. 2006, [2006] SGCA 42.

で（Ⅲ）、こうしたシンガポールでの法状況から得られる示唆（Ⅳ）という順に検討を進めていく。

Ⅱ 裁判所による保全命令についての日本の仲裁法上の規律

1. 仲裁法15条

我が国の仲裁法15条は、モデル法9条⁽⁷⁾に基づくものであり、「仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。」と規定する。これは、当事者間に仲裁合意が存在する場合、同一当事者間の本案訴訟提起は仲裁合意の抗弁によって却下されるが、本案の訴えとは異なって保全申立ては、仲裁合意が存在するという一事のみによって却下されるものではないことを定めるものである⁽⁸⁾。

2. 外国仲裁との関係

では、我が国の裁判所は、仲裁地が外国となる仲裁合意が存在する場合であっても、当事者の申立てにより保全命令を発令することができるのだろうか。

(7) モデル法9条は、「当事者が仲裁手続の前又は手続中に暫定保全措置を申し立てること、および裁判所がかかる措置を認めることは、仲裁合意に抵触しない」（和訳は、澤田壽夫教授による〔ジュリスト857号101頁以下（1986年）、特に102頁〕）と規定する。

2006年改正後モデル法においても特に変更はない。

(8) 後掲注68、80頁〔豊田〕。

(1) 我が国の仲裁法の適用範囲

我が国の仲裁法1条は、原則として、仲裁地⁽⁹⁾が日本国内にある場合に日本の仲裁法が適用されるものと定めている。ただし、同法3条は、特に2項⁽¹⁰⁾で、「第14条第1項及び第15条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。」と規定するので、仲裁法15条は「仲裁地が日本国外にある場合」でも適用されることが明文上明らかである。

(2) 仲裁法15条の定めの意味するもの

しかし、我が国の仲裁法15条自体は、「保全処分を認める根拠条文となるものではなく」⁽¹¹⁾、「管轄や不服申立て等は民事保全法の規定によることになる」⁽¹²⁾と説明されている。つまり、仲裁合意を行った当事者が保全命令について国家裁判所の助けを借りること自体は妨げられないことを、同法15条で確認しているのみであって、日本の裁判所の助けを借りられるのかという問題はこの規定の射程外であると解される。

では、日本の裁判所は如何なる場合に、仲裁との関係で保全を命じ得るのか。

我が国における状況を考察する前に、次章では、日本の仲裁法15条と同様にUNCITRALモデル法9条に基づくシンガポール国際仲裁法Section12(7)の解釈が問題となった事例とそこで如何なる議論がなされたのかを見てみたい。

(9) 仲裁法の適用如何を仲裁地がどの国にあるかによって決するというのは、仲裁手続と「仲裁地」国との一定の繋がりを前提としたものであると考えられる。しかし、こうした「民事訴訟と法廷地国法秩序との関係とほぼパラレルに、国際仲裁は仲裁地国法秩序の強固なコントロールに服するという見方」に対して、「仲裁は特定国の司法制度やその国家法秩序の中に位置づけられるものではないとして、国際仲裁の自律性・独立性を強調する考え方」も存在し（中野俊一郎「国際仲裁と国家法秩序の関係」国際法外交雑誌110巻1号53頁、特に54頁〔2011年〕）、国際仲裁の国家法秩序との関係については議論があるところである。

(10) これも、基本的に、モデル法Article1(2)に基づくものである。

(11) 近藤正昭＝片岡智美「仲裁法の概要」JCAジャーナル50巻10号8頁、特に11頁（2003年）。

(12) Ibid（近藤正昭＝片岡智美）。

III 外国仲裁のサポートのための裁判所を通じた保全命令

1. *Swift-Fortune* 事件⁽¹³⁾

(1) 事実関係

リベリア会社 Swift-Fortune Ltd (以下、債権者 X) は、パナマ会社 Magnifica Marine SA (以下、債務者 Y) から船舶 (Capaz Duckling) を 950 万 U S ドルで購入する契約を結んだ。売買契約の準拠法はイングランド法とされ、当該契約から生じる如何なる紛争もロンドンでの仲裁に託されることが定められていた。契約に従い、債権者 X は売買価格の 20 パーセントをシンガポールの DnB 銀行のエスクロウ・アカウントに当事者双方の共同名義で預けた。船舶の引渡時に、債務者 Y は同銀行で売買価格全額の支払いを受けることになっていた。ところが、船舶の引渡しが遅れ、X の主張によると、X は約 200 万 U S ドル～250 万 U S ドルの損失を被った。そこで、250 万 U S ドルまでの範囲で Y がそのシンガポール所在財産を処分することを禁じる内容のマレーバ・インジャンクション⁽¹⁴⁾の発令を、X がシンガポール裁判

(13) 前掲注(6)。See also, Andrew Chan & Renita Sophia Crasta, "Interim Measures in aid of Foreign Arbitration: A Re-think (Case Note)," 20 *SAC LJ* 769 (2008).

(14) イングランドにおいて 1975 年の *Nippon Yusen Kaisha* 事件で初めて認められたとされる制度であり、対人的な暫定的資産凍結命令である。小杉丈夫「連邦管轄と債務者財産凍結のための予備的差止命令」法律のひろば 2001-9、62 頁以下、特に 66 頁は、マレーバ・インジャンクションについて、「英米の予備的差止命令は、わが国でいえば、倒産事件における債務者に対する財産保全命令に近い性格を有する。つまり、債務者による第三者に対する財産の処分が一般的に凍結される」と説明する。最初、イングランドで判例法上認められ、その後、多くのコモン・ロー諸国（シンガポールを含め）でも同様の制度が認められるようになっていった。保全の目的のための諸制度には多様なものがあるが、例えば、海事事件における arrest の制度とマレーバ・インジャンクションの制度との違いについては、三木浩一「渉外的民事保全手段の新たな可能性（一）」法学研究 65 卷 4 号 72 頁の注 11 を参照（イングランドにおけるマレーバ・インジャンクションの初期の展開全般についての詳細な研究である）。なお、イングランドでは現在は正式には異なる呼び方がなされるが、シンガポールでは、この制度がイングランドにおいて初めて生み出された頃の事件に因む “Mareva injunction” という呼び方が引き続き用いられている。

所に対して申し立てたところ、一方的審理によって発令が認められた。

しかし、その通知を受けたYは、シンガポール裁判所はマレーバ・インジャクションを発令する管轄・権限（jurisdiction or power）を有していないなかつたとして、発令の取消しを申し立てた（原審）。結論として、原審のPrakash判事は、Y側主張を容れ、外国仲裁にかかるケースでは、シンガポール所在財産につきマレーバ・インジャクションを認める権限をシンガポール裁判所は有さないと判断した。シンガポール裁判所は、外国裁判所の手続をサポートするために債務者のシンガポール所在財産につきマレーバ・インジャクションを発令することはできない（*Karaha Bodas*事件^⑯）ので、仲裁との関係でシンガポール裁判所がマレーバ・インジャクションを発令し得るという明文の制定法上の根拠がない限り、シンガポール裁判所はマレーバ・インジャクションを命じるための便宜法廷地（forum conveniens）とはいえない、という理由であった。債権者X側の代理人は、シンガポール国際仲裁法12条7項（事件当時）がその文言からして制定法上の根拠となると主張したが、債務者Y側の代理人は、同規定の目的論的解釈によると同規定は根拠とならないと主張した。これら双方の主張及びシンガポール国際仲裁法とUNCITRALモデル法の立法の経緯を注意深く検討した上で、Prakash判事は債務者Y側主張に理があるとしたのである。

そこで、債権者Xは、シンガポール控訴裁判所に不服申立てを行った。

（2）シンガポール国際仲裁法（the International Arbitration Act）

シンガポール国際仲裁法（IAA）は、UNCITRALモデル法を基として1994年に成立した^⑰。この国際仲裁法の目的は、シンガポールにおける国際仲裁の促進にある^⑱。

なお、シンガポールには、国際仲裁法の他に国内仲裁にかかる法（仲裁法

^⑯ *Karaha Bodas Co LLC v Periamina Energy Trading Ltd*, [2006] 1 SLR 112.

^⑰ シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注^⑯）パラグラフ13参照。

^⑱ シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注^⑯）パラグラフ14参照。

(Arbitration Act: AA)) が存在する。両者の違いは、「裁判所の介入の程度の違い」⁽¹⁸⁾であると説明されている。

詳細は後述するが、シンガポール国際仲裁法 Section12 は仲裁廷の権限についての規定であり、その第1項で、仲裁廷が(a)～(i)の各号に規定される目的のための措置を命じることができると定められている。

(3) シンガポール高等法院 (High Court) 段階での法解釈

(i) 2つの相反する結論

Swift-Fortune 事件でシンガポール控訴裁判所が判断を下す以前の法状況としては、外国仲裁との関係でのシンガポール裁判所の保全命令権限について下級審（高等法院）レベルで2つの相反する判断が下され、解釈が分かれていた。1つは、*Swift-Fortune* 事件の原審判決⁽¹⁹⁾であり、もう1つは、*Front Carriers* 事件判決⁽²⁰⁾である。この2つの事件は、共にロンドンを仲裁地とする仲裁合意が存在したケースで、債務者がシンガポールに財産を有し、しかしながら当事者双方ともシンガポールに営業所（place of business）は有さず、こうした事実関係の下でシンガポール裁判所にマレーバ・インジャンクションの発令申請がなされたという点が共通している。

一方で、前者は、外国仲裁との関係で、シンガポール所在財産につきマレーバ・インジャンクションを命じるシンガポール裁判所の権限を否定する解釈を示し、他方、後者は、同様の場合にマレーバ・インジャンクションを命じる権限を肯定⁽²¹⁾する立場に立った。

(ii) 高等法院段階での2つの裁判に対する評価

一部には、*Swift-Fortune* 事件原審判決が示した解釈によれば、債務者のシ

(18) Lawrence Boo「シンガポールにおける国際商事仲裁」JCAジャーナル54巻4号44頁、特に45頁（2007年）。

(19) *Swift-Fortune Ltd v Magnifica Marine SA*, [2006] 2 SLR 323.

(20) *Front Carriers and Atlantic & Orient Shipping Corporation*, [2006] 3 SLR 854.

(21) ただし、結論としては、発令要件を充足しないとして、マレーバ・インジャンクションの発令を認めなかった。

ンガポール所在財産を保全する必要を感じている当事者が、仲裁合意を結ぶ際にシンガポールを仲裁地とするよう努めることになるであろう、と予測する者もあった²²。つまり、シンガポールに仲裁を呼び込むという目的を達成するためには、*Swift-Fortune* 事件原審判断の解釈の方が妥当であるというのである。

(4) シンガポール控訴裁判所の判断

(i) シンガポール国際仲裁法の目的と同法 Section12(7)

シンガポール控訴裁判所は、下級審（高等法院）の2つの相反する判断を詳細に吟味している。その中でも特に重要な争点の1つは、シンガポール国際仲裁法 Section12(7)の解釈であった。同法 Section12には「仲裁廷の権限 (Powers of arbitral tribunal)」というタイトルがついており、その第1項では仲裁廷の権限として命じ得る措置（費用の担保・書類の開示等に関する命令の他、(h)「一方当事者が財産を散逸することによって仲裁廷が下す判断を無意味にされないようにするために」の措置、(i)暫定的インjunction ション又はその他の暫定措置 [“an interim injunction or any other interim measure”]、等）が列挙されている。本件で争点となった裁判所の権限に関する規定である Section12(7)も、こうした「仲裁廷の権限」に関する規定の中に位置づけられていた。

すなわち、事件当時、Section12(7)は、“The High Court or a Judge thereof shall have, for the purpose of and in relation to an arbitration to which this Part applies, the same power of making orders in respect of any of the matters set out in subsection(1) as it has for the purpose of and in relation to an action or matter in the court.”と定めていた。

Swift-Fortune 側の代理人は、この条項には仲裁地や仲裁に適用される法

²² See, Wee Li-en, “Landmark ruling expected to bear strongly on arbitration in Singapore; Latest ruling seems to contradict an earlier judgment,” *The Business Times Singapore*, August 2, 2006.

に関する限定の文言が存在しない以上、文言に忠実に解釈すると、Section12(7)は仲裁地がシンガポールか否かにかかわらず全ての国際仲裁に適用されることになると主張した⁽²³⁾。

しかし、Magnifica 側の代理人は、この条項は文理解釈されるべきではなく、その目的に鑑みて解釈されねばならないと主張する。つまり、文理解釈をした結果として、シンガポールを仲裁地としなくともシンガポール所在財産に対する保全措置をシンガポール裁判所に申請できると解するならば、外国当事者にシンガポールを仲裁地として選択させるインセンティヴを与えないことになってしまう。それを避けるためには、Section12(7)を、シンガポール仲裁法の目的（シンガポールにおける国際仲裁の促進）に照らして解釈せねばならない⁽²⁴⁾、と。

（ii）モデル法9条とシンガポール国際仲裁法Section12(7)との関係

さらに、Swift-Fortune 側の代理人は、シンガポール国際仲裁法 Section12(7)が1985年モデル法9条⁽²⁵⁾に基づくものであることからも、裁判所は外国仲裁との関係で保全措置を発令する権限を有すると解されるべきと主張する。

しかし、シンガポール控訴裁判所は、次のように指摘⁽²⁶⁾し、Swift-Fortune 側の代理人の主張を容れていない。

そもそも、モデル法9条の採択経緯に関する資料によると、同条は、裁判所の権限を認めることを意図した規定ではなく、単に、仲裁を通じた紛争解決を求めつつ保全措置について国家裁判所からサポートを受けるという行動が両立しないものではないことを明らかにする趣旨の規定である。したがって、モデル法9条は各国の国際仲裁法等の意味や効果に影響を与えるような

(23) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ21参照。

(24) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ22参照。

(25) 前掲注(7)参照。原文は以下のとおり。“It is not incompatible with an arbitration agreement for a party to request, before or during arbitral proceedings, from a court an interim measure of protection and for a court to grant such measure.”

(26) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ31-33参照。

ものではない。シンガポール国際仲裁法 Section12(7)の意味・効果はそれ自体の文言や構造等から決せられるべきものである、と。

(iii) 「保全措置」の類型による差異の考慮

国際仲裁法 Section12(7)の文言に単純に忠実に解釈すると、同法 Section12(1)に挙げられている全ての措置について外国仲裁との関係でもシンガポール裁判所が発令権限を有すると解することになる。こうした解釈が適切かどうかを判断するにあたっては、イングランドの *Channel Tunnel* 事件⁽²⁷⁾ (Lord Mustill の判示部分) が参考になる。これは、シンガポール国際仲裁法 Section12(7)が、元をたどるとイングランドの1950年仲裁法 Section12(6)に基づく⁽²⁸⁾ものだからである。

Channel Tunnel 事件では次のように説かれていた。まず、イングランドの1950年仲裁法は、立法の経緯からして外国仲裁には適用されない。したがって、同法 Section12(6)を根拠として暫定的インジャンクション発令権限を外国仲裁との関係で認めることはできない⁽²⁹⁾。しかし、Section37(1) of the English 1981 Act⁽³⁰⁾に基づいてあれば認められ得る。また、イングランド裁判所が発令するのが仲裁廷の権限を直接的に侵害しないような暫定措置であれば、かえって仲裁廷の判断が実効的になるのを助けるのであり、「国際

(27) *Channel Tunnel Group Ltd v Balfour Betty Construction Ltd*, [1993] AC 334 (事案は概略次のようなものである。ユーロトンネル建設契約上の紛争が生じ、債務者側が工事を中止する動きを見せたため、債権者は、債務者らが工事をストップすることを禁じる暫定的インジャンクション (Section12(6)(h) of the Arbitration Act 1950のinterim injunctionに定められるタイプの措置) の発令をイングランド裁判所に対して求めた。争点の1つは、紛争解決につきベルギーでの仲裁手続によるとの当事者間合意があつたにもかかわらずイングランド裁判所が暫定的インジャンクションを発令する権限を有するかどうか、そして権限があるとしても実際に発令すべきなのかどうか、という点であった)。

(28) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ51参照。

(29) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ49参照。

(30) イングランドで「マレーバ・インジャンクション」の制度が生み出された際にその根拠とされた Section45(1) of the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act 1925に相当する規定である。この点は、後述する。

仲裁の精神」に反することもない⁽³¹⁾。

こうしてイギリスの *Channel Tunnel* 事件を参照した上で、シンガポール控訴裁判所は、国際仲裁法 Section12(7)を文理解釈して外国仲裁との関係でシンガポール裁判所の保全命令権限を認めることは妥当でないと判断した。文理解釈をすると、外国仲裁との関係でシンガポール裁判所が発令し得る種類の措置とそうでない措置⁽³²⁾との差異を無視して一律に外国仲裁との関係で保全命令を発令し得ると解すことになる。しかし、一部の類型の保全措置については、その発令が外国仲裁に対する過度の介入となり、「国際仲裁の精神 (the spirit of international arbitration)」に反することになりかねないからである。

(iv) Section4(10) of the CLA

このように、シンガポール国際仲裁法 Section12(7)を根拠として外国仲裁との関係でシンガポール裁判所の保全命令権限を認めることは否定された。外国仲裁との関係でマレーバ・インjunctionを発令する権限を認めることができるとすれば、国際仲裁法 Section12(7)ではなく、別の根拠による必要がある。そして、根拠になり得るとすれば、それは、Section4(10) of the Civil Law Act (the CLA) である。

このシンガポール法の規定は、イギリスにおける Section45 of the English Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act 1925⁽³³⁾ (s45 of the English 1925 Act) に対応するものである。イギリス控訴裁判所が1975年に初めてマレーバ・インjunctionの制度を「発明」したのは、

(31) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ50参照。

(32) ここでは、例えばディスカバリーの命令や費用の担保提供命令などが特に問題視されている。外国仲裁のために当事者が選択した法がこれらの命令を認めていないかもしれないからである。Mareva injunction が外国仲裁廷の権限ないし外国仲裁を害するものと解されているわけではない。

(33) イギリスでは、後に、Section37(1) of the English 1981 Act がこの規定にとってかわることになる。この点、シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ75参照。

この s45 of the English 1925 Act を根拠としてであり、後にシンガポール裁判所がマレーバ・インジャンクションを発令するに際しては、シンガポール法上 Section4(10) of the CLA に根拠が見いだされてきていた。

では、Section4(10) of the CLA を根拠として、シンガポール裁判所は、外国仲裁との関係でマレーバ・インジャンクションを発令する権限を有するといえるだろうか。

まず、この点を決するには、シンガポール法の解釈としてもイングランドの *Siskina* の法理の適用があり得ることを念頭に置く必要がある。1979年の *Siskina* 事件⁽³⁴⁾では、イングランド裁判所がマレーバ・インジャンクションを発令するためには債務者財産がイングランドに所在するとしてもそれだけでは十分ではなく、債務者を相手取ってイングランド裁判所で訴えることのできる訴訟原因 (cause of action) が存在することが必要である、というルールが打ち立てられていた。

この *Siskina* の法理が適用されるとすると、問われるのは、外国仲裁合意が存在する場合でも債務者を相手取ってシンガポール裁判所で訴えを提起し得る訴訟原因があるといえるのかどうか、である。この点、前述の *Front Carriers* 事件（外国仲裁合意があった事案）につき、高等法院（Ang 判事）は、そうした訴訟原因の存在を肯定している⁽³⁵⁾。他方、*Swift-Fortune* 事件（同じく、外国仲裁合意があった事案）の原審判断は、*Front Carriers* 事件とは異なり、訴訟原因の存在を認めていない⁽³⁶⁾。

(34) *Karaha Bodas* 事件のシンガポール控訴裁判所の判断 (Supra note(15)) で、シンガポール裁判所が Section4(10) of the CLA を根拠としてマレーバ・インジャンクションを発令する際にイングランドの *Siskina* 事件の判例法理が適用され得ることが示されていた。

(35) *Siskina v Distos Compania Naviera S.A.*, [1979] AC 210 (HL).

(36) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ70参照。

(37) この部分の判示についてシンガポール控訴裁判所は極めて慎重で、外国仲裁合意が存在する場合の Section4(10) of the CLA の解釈についての最終的な結論を示すのを避けたと、Andrew Chan & Renita Sophia Crasta, supra note(13), para. 1 (p. 770), para. 7 (p. 772) は理解している。

(v) イングランド法における状況との区别

Siskina の法理の妥当性については、イングランドにおいても疑問が呈されていた⁽³⁸⁾。*Siskina* の法理を文言通りに適用すると、暫定的インジャンクションを発令する管轄を制限しすぎることになると考えられたのである。後に貴族院の判断（前掲注⁽²⁷⁾の *Channel Tunnel* 事件）で *Siskina* の法理は再検討されるが、そこでの判断は必ずしも *Siskina* の法理を覆すものではなく⁽³⁹⁾、*Siskina* の法理がどの範囲で有効なのかについては議論が続いていた⁽⁴⁰⁾。

ところで、*Siskina* 事件当時のイングランドにおいて効力を有していた1950年仲裁法（Arbitration Act 1950）（シンガポール国際仲裁法に大きな影響を及ぼした法律である）と異なり、その後のイングランド1996年仲裁法は、外国仲裁との関係でもイングランド裁判所がサポートを付与し得ることを明文で定めた⁽⁴¹⁾。さらに、仲裁法以外の法規⁽⁴²⁾によっても、イングランド裁判所が外国仲裁との関係で保全命令権限を有し得ることは明らかとなった。

このように、イングランドにおいては、既に、*Siskina* の法理の妥当性はさておき、基本的に立法的な解決がなされている。その点で、*Swift-Fortune*

(38) See, Collins, "The Siskina Again," [1996] 112 *LQR* 8, at 8.

(39) *Channel Tunnel* 事件の判断は、先例である *Siskina* 事件の法理自体は直接には否定せず、*Siskina* 事件の法理に基本的に従いながらも、外国仲裁合意があるケースにおいてイングランド裁判所の暫定的インジャンクション発令権限が認められ得るとしたところに特色がある。しかし、（裁判所が暫定的インジャンクションを発令する権限を有するとしても）結論的には、仲裁廷が最終的に下すべき判断を先取りするような命令を裁判所が発令すべきではないとの判断が下された。

(40) See, Mohammad-Ali Bahmaei, *L'intervention du juge étatique des mesures provisoires et conservatoires en présence d'une convention d'arbitrage: Droit français, anglais et suisse*, 2002, L.G.D.J., p. 109.

(41) Section2(3) & Section44 of the Arbitration Act 1996. See, Mohammad-Ali Bahmaei, supra note⁽⁴⁰⁾, pp. 118 – 119. ただし、同規定の後段は留保規定を置いている。すなわち、仲裁地が管轄地外（outside the jurisdiction）であるという事実によって権限行使が不適当（inappropriate）となる場合、裁判所は権限行使しないことができる。この点については、後述（本稿Ⅲ3(3)(i)）する。

(42) Cf., Section25 of the Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982; Interim Relief Order (SI 1997/392). シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注⁽⁶⁾）パラグラフ74も参照。

事件当時、イングランドにおける法状況とシンガポールにおけるそれとには大きな違いがあった。

(vi) 結論

シンガポール控訴裁判所の結論は以下のとおりである。

[シンガポール国際仲裁法 Section12(7)を根拠とする権限]：Section12(7)は、シンガポール裁判所が国際仲裁法 Section12(1)に定められている命令・救済を発令する制定法上の権限をそれ自体で付与するものではない。

[Section4(10) of the CLA を根拠とする権限]：①債権者が債務者に対してシンガポールにおいて裁判を行い得る訴訟原因 (cause of action) を有しており、かつ、②その債務者がシンガポール裁判所の対人管轄 (personal jurisdiction) に服する、と認められない限り、シンガポール裁判所が外国仲裁との関係でマレーバ・インジャンクションを発令する権限を有するとはいえない⁽⁴³⁾。

2. シンガポール控訴裁判所の判断の特色

こうして、結論として、対象財産がシンガポールに所在する場合であっても、外国仲裁との関係でのシンガポール裁判所のマレーバ・インジャンクショ

(43) シンガポール控訴裁判所 *Swift-Fortune* 事件判決（前掲注(6)）パラグラフ96、97参照。なお、前掲注(37)も参考されたい。Simon Green berg, Christopher Kee and J. Romesh Weeramantry, *International Commercial Arbitration: An Asian-Pacific Perspective* (Cambridge University Press, 2011), pp. 366–367によると、インドの裁判所 (the Division Bench of the Delhi High Court) も、2009年の *Max India Ltd v General Binding Corporation* 事件において、インドが仲裁地とされていない場合（紛争解決にあたってシンガポール法に準拠することとされ、シンガポールが仲裁地とされていたケース）について、インド裁判所による保全措置の発令を否定した。当事者はインド以外の国を仲裁地とすることによってインドの仲裁・調停法 (Indian Arbitration and Conciliation Act) を排除したのであり、仲裁地（シンガポール）の国際仲裁法等によって十分な救済が得られるはずであるという理由を示したという。他方、Andrew Chan & Renita Sophia Crasta, *supra* note(13), para. 10は、インド・カナダ・香港の裁判所が外国仲裁をサポートするための保全措置の発令権限を肯定していることを指摘するが、筆者は、残念ながら、これらの文献で挙げられている裁判例には直接には接することができなかった。

ン発令権限について消極的評価が示されたわけだが、この結論については、1つ重要な前提があった。すなわち、当然ではあるが、この結論は当時のシンガポール法を基に導かれたということである。

シンガポール控訴裁判所は、前述のように、外国仲裁廷の権限侵害に当たることをすべきでないという価値観を示しており、その点で、全ての保全措置が同等に扱われるべきとはいえないと考えていたようである。具体的には、将来の仲裁廷の判断の執行を確保するための措置（*Swift-Fortune* 事件で申請されたマーベラ・インジャնクションもこのタイプの措置である）を裁判所が発令することは、外国仲裁との関係でも何ら仲裁廷の権限を侵害するものではないと解していた。

しかし、当時のシンガポール法の解釈として、こうした保全措置の類型ごとに発令如何を区別することは困難であった。そこで、あらゆる類型の保全措置を外国仲裁との関係で裁判所が発令し得ると解すか、あらゆる類型の保全措置を外国仲裁との関係で発令し得ないと解すか、という二者選択において、「国際仲裁の精神」に反しないのはどちらかと言えば後者の解釈であるという判断を控訴裁判所は迫られたといえる。

3. シンガポールにおける国際仲裁法改正

(1) 外国仲裁との関係でのシンガポール裁判所の保全命令権限の明確化

2009年、シンガポール国際仲裁法は改正された。まず、*Swift-Fortune* 事件で争点となった同法 Section12(7)は削除された。そして、新たに Section12Aにおいて、仲裁との関係での裁判所を通じた保全命令について詳細な規定が置かれることになった。

(2) 2006年改正モデル法 Article17J

シンガポール国際仲裁法改正に先立って、2006年、国際仲裁に関するUNCITRAL モデル法が改正された。2006年改正後のモデル法で新たに置か

れた Article17J⁽⁴⁴⁾によると、裁判所は、仲裁手続との関係で暫定措置（保全措置）を命じる権限を有し、それは、仲裁地がその裁判所所属国の領域内に在るか否かにかかわらない。この Article17J は、裁判所の仲裁支援に関しての国際仲裁利用者及び実務家の多数の見解を反映したものであり⁽⁴⁵⁾、シンガポールの改正法もその方向性に沿ったものであるということができる⁽⁴⁶⁾。

（3）裁判所の保全命令権限が制限される場合

（i）外国仲裁との関係

このように、国際仲裁法 Section12A を新たに追加することにより、シンガポール裁判所は、一定の要件が満たされる限り、原則として仲裁地が如何なる国に在るとされるかを問わずに保全措置を発令し得ることが明らかになった。

しかし、仲裁地が外国に在る場合については、例外的に、裁判所の裁量によって発令を認めないことができるとする留保条項がつけられている。すなわち、国際仲裁法 Article12A(3)は、「高等法院又はその裁判官は、仲裁地がシンガポール外であるか、もしくは、仲裁地が指定又は決定されるときにシンガポール外の仲裁地が選ばれる蓋然性があるという事実のために本条第2項 (Article12A(2)) の命令を発令することが不適当となる場合、発令をしないことができる」⁽⁴⁷⁾と定める。これは、イギリス Arbitration Act 1996

(44) 2006年改正後のモデル法 Article17J は次のような規定である。“A Court shall have the same power of issuing an interim measure in relation to arbitration proceedings, irrespective of whether their place is in the territory of this State, as it has in relation to proceedings in courts. The court shall exercise such power in accordance with its own procedures in consideration of the specific features of international arbitration.”

(45) See, para 3.44 of 2007 SAL ANN. Rev. 48 (2007).

(46) ただし、2009年のシンガポール国際仲裁法改正時に、2006年改正後モデル法の新規定の全てが採用されたわけではない。

(47) “The High Court or a Judge thereof may refuse to make an order under subsection (2) if, in the opinion of the High Court or Judge, the fact that the place of arbitration is outside Singapore or likely to be outside Singapore when it is designated or determined makes it inappropriate to make such order.”

の Section44の適用に関する同法 Section2(3)⁽⁴⁸⁾の後段とほぼ同じ内容の規定である。

（ii）仲裁廷の権限との関係

さらに、シンガポール国際仲裁法 Article12A(6)には、「如何なる場合であっても、高等法院又はその裁判官は、仲裁廷及びそうした権限を当事者によって託された仲裁機関その他の機関又は者が実効的に行行為する（act effectively）権限を有さないか、又は、当座、実効的に行行為することができないときにのみ、又は、その限りでのみ、第2項の命令を発することができる。」との定めが置かれた。

また、同法 Article12A(7)でも、「高等法院又はその裁判官によって発令された第2項の命令は、仲裁廷又は当該命令につき権限を有する仲裁機関その他の機関又は者が第2項の命令の全部又は一部に明らかに関係する命令を発した場合、その全部又は一部（各々の場合に対応して）が失効する」ものとされる。

これらは、仲裁廷の権限との関係での、裁判所の保全命令権限の補充性を示したものであると考えられる。

裁判所を通じた保全命令は控えめにのみ認められるべきという方向性は、国際仲裁法改正前にも、シンガポール控訴裁判所の *NCC International AB v*

(48) Section2(3) は次のように定めている。“The powers conferred by the following sections apply even if the seat of the arbitration is outside England and Wales or Northern Ireland or no seat has been designated or determined –
 (a) section 43 (securing the attendance of witnesses), and
 (b) section 44 (court powers exercisable in support of arbitral proceedings); but the court may refuse to exercise any such power if, in the opinion of the court, the fact that the seat of the arbitration is outside England and Wales or Northern Ireland, or that when designated or determined the seat is likely to be outside England and Wales or Northern Ireland, makes it inappropriate to do so.”

Alliance Concrete Singapore Pte Ltd 事件⁽⁴⁹⁾（外国仲裁合意のケースではない）において垣間見られていた。すなわち、国際仲裁手続をサポートするための保全措置を命じる裁判所の権限は、紛争を仲裁手続によって解決するために債権者が何らかの行動に出ている場合にのみ行使されるべきであり、真に仲裁手続を開始するつもりもなく⁽⁵⁰⁾裁判所になされる申請は濫用的⁽⁵¹⁾であると解される、と説かれていた⁽⁵²⁾。

また、このような帰結は、シンガポールの「仲裁法（AA）」と「国際仲裁法（IAA）」との各々における裁判所の権限に関する規定を比較することによっても導かれる。たとえば、仲裁法上は“an interim injunction or any other interim measure”をとる権限が裁判所にのみ付与されている（s 31(d) of the AA）のに対し、国際仲裁法上は、規定上、“an interim injunction or any other interim measure”を発令する権限が仲裁廷（s 12(1)(i) of the IAA）と裁判所（s 12(7) of the IAA）とに競合的に付与される形になって

(49) [2008] 2 SLR 323. この事件の当事者間では、その取引に関して紛争が生じた場合の解決方法として、調停・仲裁手続（シンガポール国際仲裁センター〔SIAC〕の仲裁規則による仲裁）等によることが合意されていた。ところが、債権者は、仲裁等を開始することなく、シンガポールの高等法院判事に対して interlocutory mandatory injunction（債権者が注文していたコンクリートを債務者が提供すること、及び、契約の条項にしたがってコンクリートを提供することを継続することにより債務者が契約を履行すること、を仮に命じるインjunction）の発令を申請した。高等法院判事が申請を却下したため、債権者が控訴裁判所に抗告したが、シンガポール控訴裁判所もインjunctionの申請却下の判断を是認した。なお、この事件で債権者が求めたのが、債務者に一定の行為義務を課すインjunction（interlocutory mandatory injunction）であった点が看過されではならないと思われる。シンガポール控訴裁判所の判示においても、次のように指摘されている。即ち、このようなタイプの暫定的インjunctionを裁判所が命じることは、実際上、契約上の義務の履行（“specific performance”）を命じるのと同じような意味を持つところ、義務履行を命じるべきかどうかという問題は、本来、仲裁廷の判断に任せられている事項である、と（パラグラフ74参照）。

(50) 紛争発生後7カ月ほど経過した時点でも、まだ仲裁手続を開始しようとする動きはなかった。

(51) 控訴裁判所の判示では、“Abuse of Process”とされている。

(52) *NCC International* 事件における控訴裁判所の判断(supra note⁽⁴⁹⁾)のパラグラフ74参照。

See also, Andrew Chan & Renita Sophia Crasta, supra note⁽¹³⁾, p. 770 (esp., footnote 4).

いた⁵³⁾。そこで、仲裁法では、国際仲裁法に比べ、仲裁との関係での裁判所の関与が比較的広く認められ、逆に、国際仲裁法においてのように仲裁廷と裁判所との権限が競合する場合は裁判所が制限的にのみ権限行使することが求められる、と解された。

IV 日本法への示唆

1. モデル法9条と日本の仲裁法15条との関係

先にも触れたように、日本の仲裁法15条の規定自体は日本の裁判所が如何なる場合に仲裁との関係で保全措置を命じ得るかを定めるものではないと解される。そして、こうした理解は、日本の仲裁法15条が基礎とするモデル法9条の趣旨とも整合的である。また、日本の仲裁法15条と類似するシンガポール国際仲裁法12条7項（2009年改正前）の解釈としても同様のことが指摘されていた⁵⁴⁾。

2. 仲裁との関係での日本の裁判所の保全命令権限

（1）保全命令権限の法的根拠

それでは、如何なる場合に日本の裁判所は仲裁との関係で保全措置を命じ得るのだろうか。

仲裁法上は特に規律がなされていないのであれば、裁判所の国際裁判管轄や保全手続に関する一般的なルールによることになる。

国際裁判管轄に関しては、従来、我が国では判例準則に基づく規律がなされてきたが、2011年4月28日、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」⁵⁵⁾が新たに可決成立した。この施行後は、同法による改正を受けて、

⁵³⁾ NCC International 事件における控訴裁判所の判断（supra note⁴⁹⁾）パラグラフ43参照。

⁵⁴⁾ 本稿 III 1(4)(ii)。

⁵⁵⁾ 平成23年5月2日法律第36号。

民事保全法上、新たに国際裁判管轄に関する規定（11条）⁽⁵⁶⁾が新設されることになる。ただし、この新規定は、その文言上、これまでの判例準則の基礎となっていた民事保全法12条⁽⁵⁷⁾の管轄の定めと特に変わるものではないため、この分野の法状況の検討にあたっては従来の判例準則の下での裁判例が引き続き参考になると考えられる。

（2）外国仲裁かどうかという問題

前述のように、シンガポールにおいては、仲裁地がシンガポールである場合とそうでない場合（「外国仲裁」の場合）とを区別して、「外国仲裁との関係でもシンガポール裁判所は保全を命じる権限を有するのかどうか」が問題とされていた。こうした点は、我が国の法の下でも問われ得るのであろうか。

我が国における国際裁判管轄のルールによると、どのような種類の保全措置についても、「日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき」すなわち、日本の裁判所に本案管轄がある場合は原則として保全命令管轄も認められることになる。では、外国仲裁の合意が存在する場合、又は、外国仲裁手続が開始されている場合はどうか。外国仲裁であるかどうかにかかわらず、仲裁合意が存在する場合に当該仲裁合意にかかる紛争につき裁判所に本案訴訟が提起されれば、他方当事者は「仲裁合意の抗弁」によって訴訟の却下を申し立てることが可能である。そこで、日本法上は、外国仲裁か否かを問わず、仲裁合意が存在する場合一般について「日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき」ではないとして、少なくとも日本の裁判所が「本案管轄裁判所」たる地位に基づいて保全命令を発する権限は否定されるのだろうか。

⁽⁵⁶⁾ この規定は、「保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。」と定める。

⁽⁵⁷⁾ 民事保全法（平成1法91）12条1項は、「保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。」という規定である。

(i) 「本案管轄裁判所」=「仲裁合意がなければ本案訴訟について管轄権を有したであろう裁判所」(?)

そもそも、仲裁合意がある場合、保全命令管轄を有する裁判所としての「本案管轄裁判所」が存在し得るのかどうかも問題である。

1つの考え方としては、仲裁合意がなければ本案管轄を有したはずの国の裁判所が、「本案管轄裁判所」として仲裁との関係で保全命令権限を有するとする立場があり得る。しかし、2007年の東京地方裁判所決定⁵⁸では、こうした立場は採られなかった。

(ii) 「本案管轄裁判所」=「仲裁地を管轄する裁判所」(?)

この2007年東京地裁決定の事案では、当事者の一方が韓国法人であり、当事者間のもともとの契約上、韓国を仲裁地とする仲裁合意が存在した。債権者が契約上の権利を有する地位を仮に定める仮処分の申請につき、東京地裁は、「民事保全法12条1項は、民事保全事件の管轄について、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する地方裁判所と定めるところ、『本案』とは、被保全権利又は法律関係の存否を確定する手続をいい、訴訟手続のほか、仲裁手続もこれに該当すると解されるから、仲裁合意が存在する場合における同項所定の『本案の管轄裁判所』とは、当該仲裁の仲裁地を管轄する裁判所をいい、仲裁合意がなければ本案訴訟について管轄権を有したであろう裁判所を含まないと解するのが相当である。なぜなら、このように解さなければ、仲裁合意が存在するために本案訴訟について管轄権を有しない裁判所が、保全事件についてのみ管轄権を有することとなり、保全事件が本案訴訟に対して付随性を有することに反する結果と

⁵⁸ 東京地決平成19年8月28日判時1991号89頁、判タ1272号282頁（契約違反行為禁止等仮処分命令事件）。中野俊一郎「判批」JCAジャーナル55巻8号6頁、酒井一「判批」判時2018号178頁、竹下啓介「判批」平成20年度重要判例解説345頁。的場朝子『特許庁委託平成20年度産業財産権研究推進事業（平成20-22年度）報告書：知的財産権に基づく侵害行為差止め仮処分の国際裁判管轄』（財団法人知的財産研究所、2010年）31-34頁でも触れている。

なるからである。また、仲裁地を管轄する裁判所が保全事件について管轄権を有するとすることは、仲裁合意によって仲裁地を定めた当事者の合理的意思に沿うものであり、当事者間の公平の理念にも合致するということができる」と述べる。つまり、東京地方裁判所は、保全命令管轄を有する「本案管轄裁判所」は、「仲裁地を管轄する裁判所」であると解したわけである。

この東京地裁の決定のように「保全命令管轄を有する『本案管轄裁判所』=『仲裁地を管轄する裁判所』」と解する場合、合意された仲裁地が外国であるかどうか、つまり、外国仲裁の合意があったケースかどうかが意味をもってくる。しかしながら、こうした解釈は次のような疑問を喚起する。

当事者によって最終的な紛争解決を任せているのは仲裁廷である。とすれば、仲裁廷こそが或る意味では「本案管轄裁判所」の地位にある。仲裁廷が紛争解決の一環として保全命令をも命じ得ることは当事者の予期すべきものだとしても、「仲裁地を管轄する裁判所」による保全命令をも当事者は仲裁廷による保全命令と同列に予期すべきといえるのだろうか。

特に、この東京地裁の事件では一種の「仮の地位を定める仮処分命令」が申請された。そして、仮の地位を定める仮処分の場合、その措置の性格上、申立てが認められると本案判決が認容されたのと同じような効果を持ち得る。当事者によって最終的な紛争解決を仲裁廷に託すことが合意されているにもかかわらず裁判所が先行して仮の地位を定める仮処分を認めれば、仲裁廷による最終的判断を無意味にしかねない。とすれば、仲裁地国（裁判所）であれ、それ以外の国の裁判所であれ、裁判所による仮の地位を定める仮処分命令は、仲裁廷が機能し得ない場合にのみ例外的に認められるべきであろう。

翻って国際裁判管轄の問題としても、仲裁合意が存在するときに「本案管

「管轄裁判所」としての地位⁽⁵⁹⁾で保全命令管轄を有するのは原則として仲裁廷であって裁判所ではないと解するのが妥当ではなかろうか。

なお、この東京地裁の事件は、求められた保全措置の性質という観点⁽⁶⁰⁾からは、シンガポールの *Swift-Fortune* 事件（財産保全のためのマレーバ・インジヤンクションが求められた）よりも、シンガポールの *NCC International AB v Alliance Concrete Singapore Pte Ltd* 事件⁽⁶¹⁾やイギリスの *Channel Tunnel* 事件⁽⁶²⁾に類似⁽⁶³⁾する事案であった。*Swift-Fortune* 事件にむしろ近いのは、我が国における事例としては、次節で取り上げる旭川地裁の船舶仮差押

(59) 仲裁合意が存在する場合に「本案管轄裁判所」以外の地位で保全措置をとりうる裁判所があると解すべきかどうかは更に問題となる。議論状況については、前掲注⁽⁵⁸⁾に挙げた諸文献が詳しい。ただし、国家裁判所の権限は補充的にのみ認められるべきと解する立場からは、「本案管轄裁判所」以外の地位で保全命令権限を有する裁判所の存在を認めるとしても、その権限はやはり仲裁廷の権限に対して補充的なものにとどまるとして理解することになる（この点、前掲注⁽⁵⁸⁾で挙げた拙稿の立場では、仲裁廷との関係での裁判所の権限の補充性の考慮が不足気味であったともいえる。しかし、「本案管轄裁判所」以外の地位で保全措置を命じる裁判所は、保全命令の国際裁判管轄が認められるとしても、そこで命じ得る保全措置が本案の判断にとってかわるものにならない限りで措置をとり得るにすぎないという考え方には、本案判断が仲裁廷に任せられる場合でも裁判所による場合でも共通して成り立つ）。

(60) シンガポールの *Swift-Fortune* 事件における控訴裁判所の判示の中でも、Section12(7)の解釈として、外国仲裁との関係ではSection12(1)で挙げられている多種の措置のうちの一部（仲裁廷の権限に対する不当な介入にならない類のもの）についてのみをシンガポール裁判所が命じる権限を有すると解することが可能かどうかの検討がなされていて（本稿III1(4)(iii)）。それでも結局、シンガポール控訴裁判所は、Section12(7)をそのように理解し得ないと結論づけた。それに対し、Andrew Chan & Renita Sophia Crasta, *supra* note⁽¹³⁾は、制限的解釈が可能であるとし、控訴裁判所の判断に対して批判的な立場から評釈をしている。すなわち、制限的な解釈をすることによって、外国仲裁との関係でも裁判所の保全命令申請を認めることができたというのである。

(61) 前掲注⁽⁴⁹⁾参照。

(62) 前掲注⁽²⁷⁾参照。

(63) この東京地裁の事件で申請された仮の地位を定める仮処分の被保全権利の1つは、当事者間の本契約に基づく履行請求権である。そこで、もし東京地裁が申請を認めると、契約上の債務の履行を仮に命じることになるわけであるが、契約上の債務の有無は、本来、仲裁廷の判断に任せられた事項である。当事者が仲裁廷の最終的判断に任せることを合意していた事項について、裁判所が仮にとはいへ判断を下すことができるのかどうかが、問題になり得た。

保全異議申立事件⁽⁶⁴⁾である。

(3) 措置の対象財産が領域内に存在する国の裁判所の場合

一般に、仮差押命令や係争物に関する仮処分命令の国際裁判管轄ルールとしては⁽⁶⁵⁾、措置の対象となる「財産所在地」や「係争物所在地」の国の裁判所に保全措置を命じる権限が認められる⁽⁶⁶⁾。国際裁判管轄に関する我が国の新法もそれを肯定している。しかし、仮差押のようなタイプの保全措置が本案の最終的判断の執行を確保するためのものであり、本案事件に対して従たるものである（保全の本案付隨性）ということに鑑みると、単に保全措置の対象となる財産所在地が管轄内に存在するという理由のみで、その地を管轄する裁判所に保全命令権限を認めてよいのかどうかは問題となり得る。

過去に、イングランドの *Siskina* 事件では、財産がイングランドに所在するというのみでは、イングランド裁判所はマレーバ・インジャンクションを発令することはできないというルール（*Siskina* の法理）が示され、本稿を取り上げたシンガポールの *Swift-Fortune* 事件（シンガポールに債務者財産が所在した）でも、この点が争点の1つとされた。

我が国における裁判例としては、平成8年の旭川地方裁判所決定が、仮差押の本案付隨性を極めて重視した判断を行っている。すなわち、同決定では、「日本の裁判所に本案事件の裁判権が認められなくとも、仮差押目的物が日本に存在し、外国裁判所の本案判決により、将来これに対する執行がなされる可能性のある場合には、日本の裁判所に仮差押命令事件についての裁判権が認められると解するのが相当」（傍点は筆者による）であるとした。

この事件では、債権者と債務者との間に締結されていた請負契約に関する

⁽⁶⁴⁾ 旭川地方裁判所平成8年2月9日決定、判時1610号106頁、判タ927号254頁。

⁽⁶⁵⁾ 「仮の地位を定める仮処分」の国際裁判管轄については、前述の東京地方裁判所決定（前掲注⁽⁵⁸⁾）のように、原則として「本案管轄裁判所」のみに管轄が認められると解した例もある。

⁽⁶⁶⁾ 保全命令の国際裁判管轄に関する比較的最近の国際的な動向一般については、的場朝子「保全命令の国際裁判管轄に関する一考察」国際私法年報10号98頁（2009年）。

紛争につき日本以外の国の裁判所を管轄裁判所とする旨の管轄合意が存在していたため、日本の裁判所で本案訴訟を提起しようとしても管轄合意の抗弁により訴えが却下される可能性があった。この旭川地裁決定については賛否両論があるが、この決定において展開された論理を敷衍すると、債権者と債務者との間に仲裁合意が存在するケースについても、当該仲裁による判断が将来日本で承認・執行される可能性を考慮することになるか。

（4）「仲裁地を管轄する国の裁判所」の役割

A国裁判所に提起される本案訴訟との関係で、他の如何なる国の裁判所に保全命令管轄が認められ得るかという問題を検討する場合と異なり、仲裁手続との関係で如何なる国の裁判所に保全命令管轄が認められるかという問題を考える場合、仲裁地を管轄する国の裁判所（仲裁地国裁判所）の役割は何なのかにつき思案しないわけにはいかない。

前述の東京地裁決定のように仲裁地国裁判所を「本案管轄裁判所」と同視する立場はとらないとしても、少なくとも、例外的に緊急の場合などに、仲裁との関係で保全を命じる権限を仲裁地国裁判所が有すると解することが円滑な仲裁制度の構築に資するといえるのかどうかは検討の余地がある。

3. 仲裁廷と裁判所との役割分担という観点

（1）仲裁廷と裁判所との保全命令権限の関係

仲裁廷の保全命令権限と裁判所を通じた保全命令権限との関係については、2つの考え方がある。1つは、同位の競合を認める見解であり、もう1つは、裁判所の保全命令は仲裁廷のそれに比べて補充的にのみ認められるべ

きとする見解である⁽⁶⁷⁾。

シンガポールにおいては、前述のように、まず、*NCC International AB v Alliance Concrete Singapore Pte Ltd* 事件において方向性が示され、2009年に改正された国際仲裁法のSection12Aは、裁判所が保全措置をとりうる場合を制限する詳細な条項を置いた。つまり、裁判所の保全命令権限を補充的なものとする立場を採用している。

我が国の現行の仲裁法15条の規定の存在自体は、これらのうちの一方を採用したものとは解されていない⁽⁶⁸⁾。

(2) 補充的なものとしての裁判所の保全命令

裁判所の保全命令権限は補充的なものにすぎないと立場に立つと、さらに、裁判所を通じた保全命令が具体的に如何なる場合に認められるのかが問題になる⁽⁶⁹⁾。

シンガポールにおいては、前述の*NCC International* 事件での判示において、

(67) 後掲注(68)、81頁〔豊田〕。松浦馨「仲裁法上の保全処分制度について（立法論）」名城法学50巻別冊357頁（2000年）、特に415頁は、裁判所の権限の補充性を認める立場を「基本的には」肯定される。中村達也「暫定的保全措置を命じる仲裁人の権限（3・完）——契約上の地位保全を中心として」JCAジャーナル45巻10号28頁（1998年）、特に32頁は、いざれにせよ執行に際しては「裁判所の協力を必要とする」という観点から、「当事者は自己の選択により仲裁廷と裁判所のいざれに対してもその救済を求めることができると解すべき」とされるが、「裁判所による権限の行使が仲裁手続の障害となるのではなく、むしろ仲裁廷によっては十分に得られない救済を補完するものでなければならないことは明らかであら」との留保を付される。

(68) 小島武司＝高柔昭・編『注釈と論点 仲裁法』（青林書院、2007年）80頁〔豊田博昭〕。

(69) ただし、中野教授は、「『補充性の原則』を承認するとしても、仲裁人による暫定的規整の実効性が制限されていることを考慮すれば、それによって裁判所の保全処分権限が排除されるべき場合は多くない。そのうえ、仲裁人による暫定的規整が実効性をもつかどうかの判断は、当事者が合意した仲裁手続の具体的な内容、仲裁手続準拠法上の仲裁人の権限範囲、申し立てられる暫定的措置の内容、申立てがなされた時点などの具体的な状況のいかんによって異なりうるのであって、あらかじめ一般論を立てるのは難しい。」と指摘されている（中野俊一郎「国際商事仲裁における実効性の確保——仲裁と保全処分の関係、ならびに仲裁判断の『終局性』の概念について（二・完）」神戸法学雑誌38巻2号353頁（1988年）、特に466頁）。

- ① 緊急の場合、
- ② 仲裁合意に拘束されない第三者に効果を及ぼす必要があるとき、
- ③ 裁判所の強制力が必要とされる場合、

には裁判所を通じた保全命令が必要となることが指摘されており⁽⁷⁰⁾、2009年改正後の国際仲裁法 Section12A(6)の解釈としても、この①②③のような場合には裁判所が保全措置をとりうるとされるものと考えられる。

日本の現行法の下でも、解釈上、裁判所が保全命令を発令し得る場合を制限的に検討する余地はある。たとえば、保全措置には多様な種類のもの（日本法に照らして考えると、「仮の地位を定める仮処分型」や「仮差押型」など）があるが、措置の種類ごとに、仲裁廷による命令に親和的な性質のものとそうでないもの、裁判所が措置をとることで仲裁手続に対して不当な干渉となり得るものとそうでないもの、等の違いがあると考えられる⁽⁷¹⁾。ただし、こうした違いの考慮は、少なくとも我が国の現行法の解釈としては、裁判所の国際裁判管轄の有無の問題としてよりも、発令要件（「保全の必要性」など）を充足するかどうかの問題として扱われることになろうか。

V おわりに

本稿で紹介したように、シンガポールにおいては、外国仲裁との関係でも、裁判所が、原則として保全措置を命じ得るものとする国際仲裁法改正が2009年に行われた（ただし、法改正前から、裁判所の権限は仲裁廷との関係では

(70) NCC International 事件における控訴裁判所の判断（supra note⁽⁴⁹⁾）のパラグラフ28–41参照。

(71) 措置の種類による違いについては、従来から意識されてきている。例えば、特に補充性についての言及ではないが、上野泰男「仲裁手続と保全処分——判例の検討」関法39巻4・5号1067頁、特に1121頁。なお、中野・前掲注⁽⁶⁹⁾、464頁は、措置の種類によって違いが生じ得ることを否定されているわけではないが、裁判所の権限は、申請される措置の種類自体ではなく、むしろ「仲裁人が実効的な暫定的規整を行うことができる」場合かどうかというメルクマールによるものと考えられるようである。

補充的なものと解されてきており、さらに、2009年改正後も、「外国」仲裁との関係では裁判所がその裁量で権限行使を控えることが可能である)。

日本法上は、「仲裁合意が存在しても、急を要するときに、仲裁地のいかんにかかわらず、裁判所に保全処分を求めることができることについては、從来から特に異論はない」⁽⁷²⁾との指摘もあるが、前述の2007年の東京地裁決定⁽⁷³⁾のように「本案管轄裁判所」として国際保全命令管轄を有するのは「仲裁地を管轄する裁判所」であると解する場合、仲裁地がどこの国に所在するのかという事項が少なからぬ意味をもつことになる。しかし、我が国においても、国際仲裁制度の発展を推進するという観点からは、仲裁地がどこであるかにかかわりなく仲裁手続を適正にサポートできる方向での法解釈が望まれよう。

なお、本稿では、仲裁との関連での裁判所の保全命令の問題を検討するにあたり、そこで求められる命令の種類によって異なる考察が必要となり得ることには触れたが、そうした多様な保全命令の中に証拠に関する命令も含まれるのかどうかについては殆ど検討できなかった。この点、保全命令の国際裁判管轄一般の問題としても、証拠に関する措置の位置づけについては議論があるところである⁽⁷⁴⁾。国際仲裁をサポートするために裁判所がとり得る

(72) 小島武司=高桑昭 編『注釈と論点 仲裁法』(青林書院、2007年) 25頁〔高桑昭〕。

(73) 前掲注(58)。

(74) 民・商事事件の裁判管轄と裁判の承認・執行に関するブリュッセルI規則31条（その前身のブリュッセル条約24条）との関係では、欧州司法裁判所の先決判断や法務官意見において興味深い考察がなされてきている。多田望「国際的財産権侵害における暫定措置としての証拠保全序説：明細録取(saisie description)と Tedesco 事件法務官意見の検討を中心に」熊本法学119号336頁を参照。欧州司法裁判所の先決判断については、的場朝子「欧州司法裁判所による保全命令関連判断——ブリュッセル条約24条（規則31条）の解釈」神戸法学雑誌58巻2号99頁（2008年）、特に、155–160頁でも触れている。

措置は如何なるものなのか、証拠保全命令のような措置⁽⁷⁵⁾は日本の仲裁法15条の「保全処分」とは区別されるのか⁽⁷⁶⁾といった点の検討は、今後の課題としたい。

(75) UNCITRAL モデル法 Article17は仲裁廷の保全命令権限についての規定であるところ、2006年改正後に加えられた Article17(2)は仲裁廷が命じ得る各種の措置を具体的に列挙する。Article17(2)の(d)号では、「紛争解決に関連を有し、かつ、重要な証拠を保全する」命令が挙げられている。

(76) 証拠調べについては、我が国の仲裁法35条に明文の定めがある。しかし、仲裁法1条・3条によると、この35条は仲裁地が日本国外にある場合には適用されず、この規定を根拠として外国仲裁との関連で日本の裁判所が証拠調べの手続を行うことはできないと解されている。